

盛岡広域振興局長告示第42号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成25年盛岡広域振興局長告示第83号）で告示した盛岡市玉山区船田特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成27年 5月15日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の盛岡市玉山区船田特定猟具使用禁止区域の区域 盛岡市地内の国道4号と一般県道好摩停車場線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道船田一本木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道柴沢一本木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢船田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道船田一本木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道船田一本木枝線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道陣場生出向線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道下田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道川崎夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北東に進み市道稻荷神社線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道大更好摩線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道好摩永井沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みJR花輪線との交点に至り、同点から同JR線を南東に進みさらに南西に進み市道好摩永井線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道中塚線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上山東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道好摩停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域